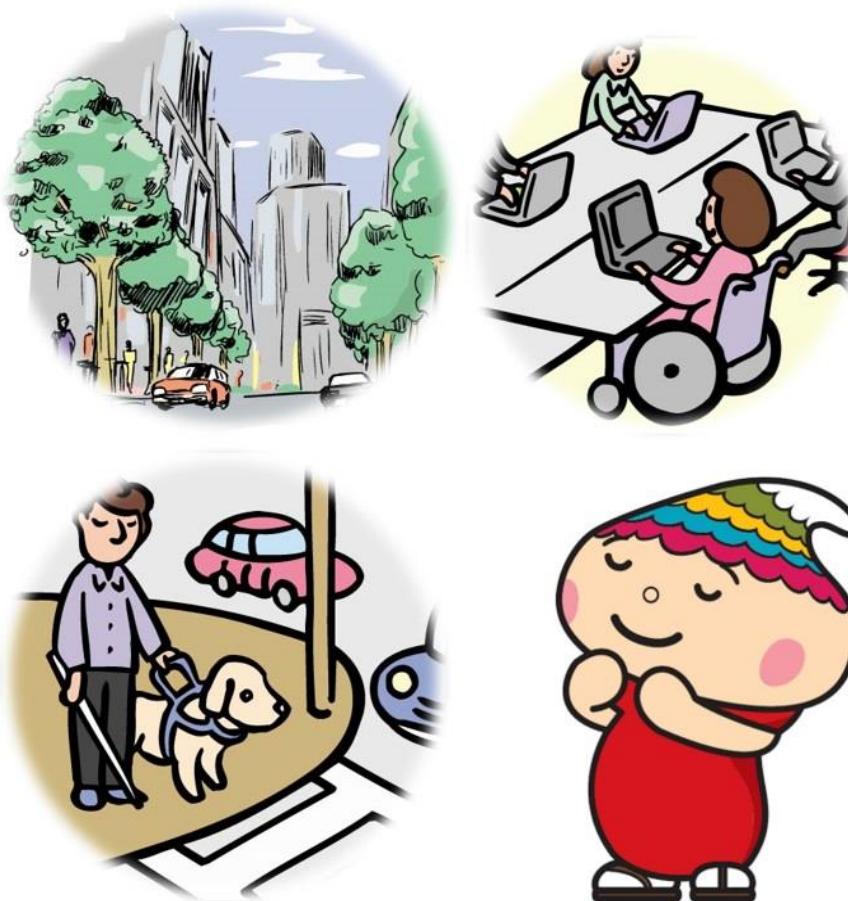


# くまのちょう しょうかいふくし 熊野町 障害福祉サービス利用のしあい



## 障害福祉サービスについて

障害のある人(身体障害、知的障害、精神障害、難病患者など)が、自立した生活が送れるように提供される支援やサービスのことです。

熊野町では、障害のある人が住み慣れた町で安心して暮らせる社会を目指して、さまざまな支援を行っています。

## 【 目 次 】

◎ ご利用までの流れ ..... P 1

◎ 障害福祉サービスの申請に必要なもの ..... P 2

◎ 利用料金について ..... P 3

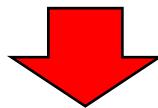
◎ 障害福祉サービス一覧 ..... P 4 ~ P 8

◎ 町内の相談支援事業所について ..... P 9



## ご利用までの流れ

### 1. 役場での申請



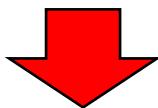
役場で申請手続きを行います。

### 2. 相談支援事業所へ連絡



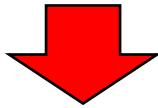
相談支援事業所を決めます。町内の事業所はP9をご参照ください。

### 3. 認定調査



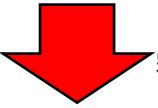
ご本人やご家族の方と面談し、聞き取り調査を行います。

### 4. 審査・判定



聞き取り調査や医師意見書を参考に、審査会で支援の度合いを決定します。

### 5. 決定(認定)通知



審査会及び相談支援事業所による計画の作成を経て受給者証が交付されます。

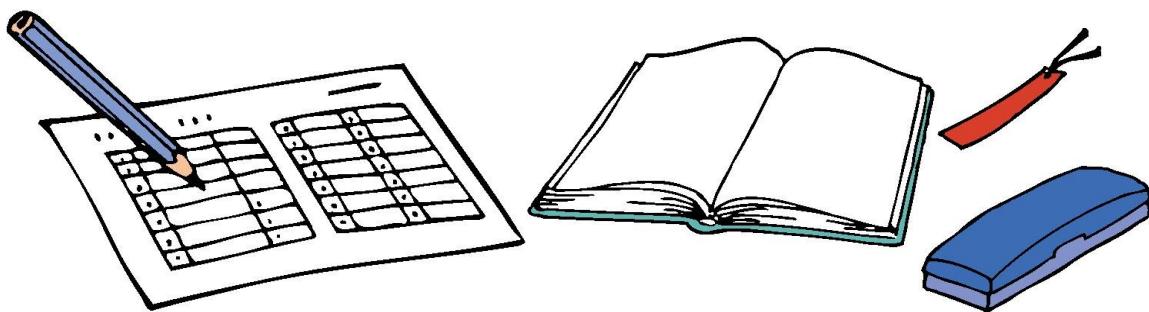
### 6. サービス利用開始

利用する事業所へ受給者証を提示し、契約後にサービスの利用を開始します。

★児童や、ご利用されるサービスによっては「3」「4」が省略される場合があります。

障害福祉サービスの申請に必要なもの

障害等の種類	必要書類
身体障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> </ul>
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> </ul>
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>自立支援医療（精神通院）受給者証</li> <li>診断書</li> <li>障害年金証書など</li> </ul>
児童（障害児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳（身体、療育、精神）</li> <li>自立支援医療（精神通院）受給者証</li> <li>診断書、意見書など</li> </ul>
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費（指定難病）受給者証</li> <li>登録者証（指定難病）</li> <li>診断書など</li> </ul>



## 利用料金について

**サービス利用料の1割が自己負担となりますが、世帯の収入に応じて1か月あたりの負担上限額を設定します。**

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般 1	住民税課税世帯 (所得割28万円未満) 【児童のみ】	4,600円
	住民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般 2	上記以外	37,000円



障害福祉サービス一覧

在宅で支援を受けたい

サービス名称	支援内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人の外出支援を行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出するときの行動に必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを行います。

日中活動や作業をしたい

サービス名称	支援内容
就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

**病院や施設からの地域移行**

サービス名称	支援内容
地域移行支援	施設入所者等を対象に、地域移行支援計画を作成、相談による不安解消、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

**就労・自立に向けた訓練をしたい**

サービス名称	支援内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練 ・宿泊型訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方の就労継続を図るため、必要な支援を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。
自立生活援助	対象の方の居宅における自立した日常生活を営む上での環境整備に必要な支援を行います。

じたく いがい せいかつ ば  
自宅以外の生活の場

サービス名称 めいしょ	支援内容 しえんないよう
短期入所 (ショートステイ) たんきにゅうしょ	じたく かいご ひと びょうき ぱあい たんきかん やかん ふく しせつ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援 しそくにゅうしょしえん	しせつ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ かいご 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 等を行います。
共同生活援助 (グループホーム) きょうどうせいかつえんじょ	きょうどうせいかつ いとな ひと きょうじゅう たい そうだん にちじょうせいかつ 共同生活を営む人に、居住に対する相談や日常生活の 援助、利用者のニーズに応じて身体的な介護等を行います。
療養介護 りょうようかいご	いりょう じょうじかいご ひつよう ひと いりょうきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょうせいかつ しえん おこな 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

じどう む つうしょ  
児童に向けた通所サービス

サービス名称 めいしょ	支援内容 しえんないよう
放課後等デイサービス ほうかごとう	しゅうがくちゅう じどう ほうかご なつやす とう きゅうぎょう び せいかつのうりょく 就学中の児童に対し、放課後や夏休み等の休業日に生活能力 こうじょう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅう そくしんとう おこな 向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
児童発達支援 じどうはったつしえん	みしゅうがく じどう たいしょう にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう 未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、 ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきようくんれん おこな 知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援 きよたくほうもんがたじどうはったつしえん	じどう たいしょう きよたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ 児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の しどう ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきようくんれん おこな 指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。
保育所等訪問支援 ほいくしょとうほうもんしえん	ほいくしょとう ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき しえん 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を おこな 行います。

ちょう じっしじぎょう ちいきせいかつしえんじぎょう  
町による実施事業（地域生活支援事業）

サービス名称 <small>めいしょう</small>	支援内容 <small>しえんないよう</small>
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	おくがい いどう こんなん しょうがい ひと がいしゅつ 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います（原則、通年かつ長期にわたる外出は対象外）。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	たんきにゅうしょじぎょうしょ せいかつかいごじぎょうしょとう にっちゅうあず みまも 短期入所事業所や生活介護事業所等で日中預かり、見守りとしゃかいてきおうくんれんとう おこな 社会適応訓練等を行います。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	しょうがい ひと かよ そうさてきかつどうまた せいさんかつどう ていきょう しゃかい 障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
ほうもんにゅうよく 訪問入浴サービス	ざいたく ね じょうたい ひと かてい にゅうよく こんなん ひと 在宅で寝たきり状態にある人で、家庭での入浴が困難な人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。



## 【た かんれんせ いど その他の関連制度について】

### 【ほ そ う ぐ こ う ふ し ゆ う り た い よ 補装具の交付・修理・貸与】

しんたいしょうがいしゃてちようしょじやおよ なんびょうかんじやとう たい しょうがい おぎな ほ そ う ぐ  
身体障害者手帳所持者及び難病患者等に対して、障害を補うための補装具の  
こ う ふ し ゆ う り た い よ お こ な  
交付・修理・貸与を行います。

### 【に ち じ ょ う せ い か つ よ う ぐ き ゆ う ふ と う じ ぎ ょ う 日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業】

しょ う が い し ゃ お よ なん び う ょ う か ン じ や と う に ち じ ょ う せ い か つ え ん か つ お こ な に ち じ ょ う せ い か つ よ う ぐ  
障害者及び難病患者等の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の  
き ゅ う ふ  
給付を行います。

### 【い し そ つ う し え ん じ ぎ ょ う 意 思 疎 通 支 援 事 業】

ち ょ う か く げ ん ご き の う と う し ょ う が い し ゆ わ い し そ つ う ひ つ よ う ひ と し ゆ わ つ う や く し ゃ  
聴覚・言語機能等の障害により、手話などでの意思疎通が必要な人に手話通訳者  
お よ び よ う や く ひ っ き し ゃ は け ん  
及び要約筆記者を派遣します。また、手話奉仕員養成講座を実施します。

◎手続きの方法などは制度によって異なりますので、お問い合わせください。



ちょうない そうだんしえんじぎょうしょ  
町内の相談支援事業所

じぎょうしょめい 事業所名	しょざいち れんらくさき 所在地・連絡先	たいしょうしゃ 対象者
スペースぶなの森 もり	くまのちょうきふねばんごう 熊野町貴船2番20号 TEL : 082-854-0650	精神
リーフ L E A F	くまのちょうくれじばんごう 熊野町呉地11番5号 TEL : 082-562-2129	知的 精神
相談支援事業所 結 ゆい	くまのちょうしんぐうさんちょうめばんごう 熊野町新宮三丁目1番8号 TEL : 082-847-3955	身体 知的 精神 児童 難病
くまのちょうしゃきょうしょ 熊野町社協障がい者相談支援センター しゃそうだんしえん	くまのちょうなかみぞいっちょうめばんごう 熊野町中溝一丁目11番1号 TEL : 082-820-5330	身体 知的 精神 児童
相談支援事業所 心那 ここな	くまのちょうなかみぞさんちょうめばんごう 熊野町中溝三丁目1番37号 TEL : 082-847-5016	身体 知的 精神 児童
しょうがいしゃかつどう 障害者活動センターあゆみ	くまのちょうひらだにごちょうめばんち 熊野町平谷五丁目260番地1 TEL : 082-855-2150	知的
オムスビ Omusubi	くまのちょうはぎわらごちょうめばんごう 熊野町萩原五丁目3番32号 TEL : 082-516-6034	身体 知的 精神 児童 難病
相談支援センターMAHALO マハロ	くまのちょうできにわいっちょうめばんごう 熊野町出来庭一丁目8番5号 TEL : 090-3371-4228	身体 知的 精神 難病





ちょう 町 ホームページ、しんせいしょ 申請書のダウンロードはこちらから→



【お問い合わせ・申請先】

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

くまのちょうやくば けんこうふくしぶ しゃかいふくしか  
熊野町役場 健康福祉部 社会福祉課

TEL 082-820-5635

FAX 082-854-8009